

解体工事・リフォーム工事を発注される皆様へ

アスベストの 事前調査はしましたか？

■表1 大気汚染防止法及び環境確保条例に基づく届出対象

工事の内容	届出様式	大気汚染防止法 様式第3の4	環境確保条例 第35号様式
吹付けアスベストの使用面積	15m ² 以上	○	○
	15m ² 未満		—
吹付けアスベスト、アスベスト含有断熱材等 が使用されている建築物の延べ面積又は工作 物の築造面積	500m ² 以上	○	○
	500m ² 未満		—

■表2 大気汚染防止法及び環境確保条例の届出窓口（問合せ先）

工事の場所	工事の対象・規模	届出窓口（問合せ先）
23区	全ての工事	各区の環境主管課
八王子市	全ての工事	八王子市環境部環境保全課
市（八王子市を除く）	延べ面積が 2,000m ² 未満の建築物	各市の環境主管課
	延べ面積が 2,000m ² 以上の建築物 全ての工作物	東京都多摩環境事務所 環境改善課 (電話：042-523-0238)
西多摩郡の町村	全ての工事	東京都環境局環境改善部 大気保全課 (電話：03-5388-3493)
島しょ	全ての工事	

建築時期・規模・用途を問わず、
全ての建物（建築物・工作物）の
解体・リフォーム（改造・補修）
工事を行う際は、アスベスト含有
建材の有無を調査（事前調査）す
る必要があります。



事前調査って誰がするの？



アスベストの事前調査は、建物の解体、リフォーム工事を行う
元請業者又は自主施工者が実施します。

- 工事を発注される方は、元請業者に事前調査に使用する**設計図書等の提供や適切な費用の負担をお願いします。**
- 工事の元請業者は発注者に事前調査結果の報告を行う必要があります。発注者は報告を受けたら**報告書を大切に保管してください。**

事前調査でアスベストが見つかったら？



- 建物の解体、リフォーム工事を行う際には、アスベストが周辺へ飛散しないよう**飛散防止措置*を行うことが必要となります。**
※アスベスト含有建材の種類（レベル1～3）により、飛散防止措置は異なります。
- 届出対象工事（裏面表1参照）の場合は、**事前に届出の提出が義務付けられています。**

アスベストが飛散すると、作業員や周辺の住民に健康被害が生じるおそれがあります。
健康被害が生じれば、損害賠償請求されることもあります。

**アスベスト飛散防止のために、
徹底した事前調査と飛散防止対策を行ってください！**

作業基準など、工事での規制の詳細は・・・

アスベスト情報サイトから
動画をチェック!!

東京都 アスベスト 検索



東京都アスベスト情報サイト https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/

リーフレットの作成

■東京都環境局環境改善部 大気保全課
〒163-8001
新宿区西新宿2-8-1
都庁第二本庁舎20階
TEL 03-5388-3493(直通)

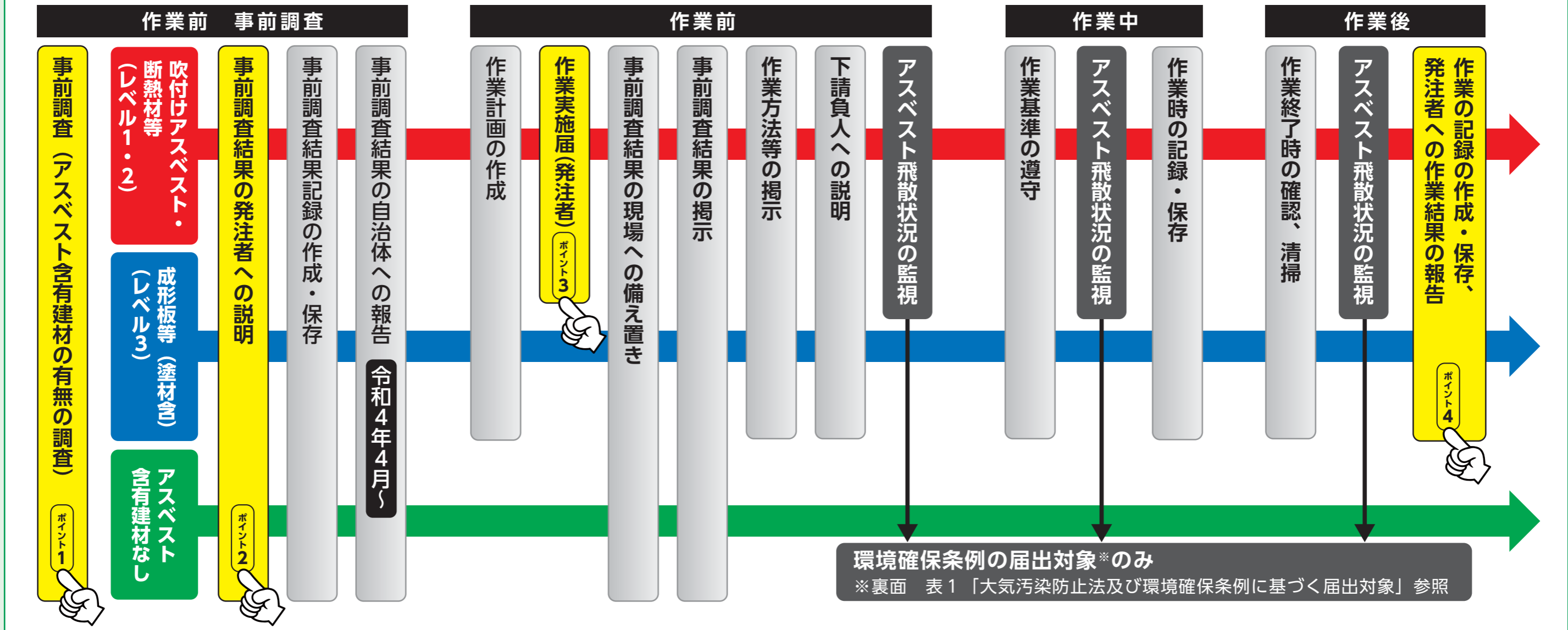
■東京都多摩環境事務所 環境改善課
〒190-0022
立川市錦町4-6-3
東京都立川合同庁舎3階
TEL 042-523-0238(直通)

令和3年度
登録番号第70号

東京都環境局
Bureau of Environment



工事の流れ



発注者の確認ポイント

全ての解体・リフォーム工事に共通する事項

ポイント1

- 工事の発注者で、設計図書、過去の調査記録等、アスベスト含有建材の使用状況等についての情報をお持ちの場合は、元請業者に対して情報を提供して**事前調査に協力しなければなりません。**
- 工事の発注者は、**事前調査費用を適正に負担しなければなりません。**

ポイント2

- 事前調査終了後、発注者は、工事の元請業者から事前調査結果の説明を受けます。
- 事前調査結果の説明は元請業者の義務です。発注者は**説明を受けたことを確認して、きちんと内容を理解してください。**
- 説明の際に発注者に報告書が交付されます。交付を受けた**報告書は大切に保管してください。**



届出対象工事における事項

ポイント3

- 吹付けアスベスト (レベル1) やアスベスト含有断熱材等 (レベル2) が使用されていた場合、その建物の解体・リフォーム工事は法の届出対象工事となります。
- 届出対象工事の場合、元請業者は、届出に必要な事項を書面に記載して発注者に説明する必要があります。発注者は、説明書面から**届出必要事項を確認してください。**
 - 届出対象工事を行う場合、**発注者は、作業の開始14日前までに自治体へ届出を行う必要があります。**
 - 裏面表1に記載の環境確保条例届出対象工事の場合は、発注者は、法の届出と合わせて、条例の届出を行う必要があります。
 - 届出先は裏面表2をご確認ください。

ポイント4

- 工事の元請業者は、建物の解体、リフォーム工事が完了したら、発注者に作業完了の報告を行う必要があります。発注者は報告を受けたら**報告書を大切に保管してください。**

